

労働安全衛生規則（食品加工用機械関係）

が改正されます～平成25年10月1日施行～

食品加工用機械による労働災害の防止を図るため、本年10月1日から新たに作業の特性に応じた労働災害防止措置が規定されます。

改正のポイントを取りまとめましたので、食品加工用機械を所有している事業主の皆様はこの内容をご確認頂きますようお願いいたします。

1 対象となる食品加工用機械



「切断機及び切削機」

スライサー、チョップカッター、バンドソー等の刃部により食品の原材料の切断又は切削を行う機械
(左の写真はチョップカッター)



「粉碎機及び混合機」

ミキサー、ミル、らいかい機等の回転する可動部分により食品の原材料の粉碎、破碎、混合、混練又は攪拌を行う機械
(左の写真はミキサー)



「ロール機」

製麺用ロール機、製菓用ロール機等の食品の原材料の圧延を行う機械
(左の写真は製麺用ロール機)



「成形機及び圧縮機」

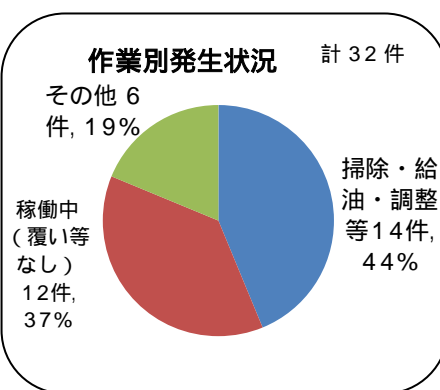
おにぎりの成形機、マカロニの押し出し機、果実の圧搾機等の圧力を加えることによって食品の原材料の成形、型抜き、圧縮又は圧搾を行う機械

2 食品加工用機械による労働災害発生状況（県内）

平成24年における食品加工用機械に起因する休業4日以上の労働災害は32件発生！

このうち、「掃除・給油・調整中など非定常作業時に機械を停止しなかったもの」は14件、「定常作業時に覆い等を設けていない機械に不用意に手を入れたもの」が12件。

32件のうち9件が指や腕の切断などの重篤な災害。



3 改正のポイント

「切断機・切削機」による切断・切削に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設置
「切断機・切削機」、「粉碎機・混合機」に原材料を送給する場合、取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械を停止するか用具等を使用させる

「ロール機」、「成形機・圧縮機」において、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分等には、覆い、囲い等を設置

原材料の目詰まり等の調整時には、原則として、機械の運転を停止（*機械の掃除、給油、検査又は修理の作業を行う場合における運転停止等は従来から規定されています）



長崎労働局・各労働基準監督署

4 改正のポイントの解説（平成25年4月12日付け基発0412第13号通達）

切断機・切削機への覆い等の設置（第130条の2）

・「覆い、囲い」には可動式ガードが含まれる。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようインターロック機構を設けることが望ましいこと。



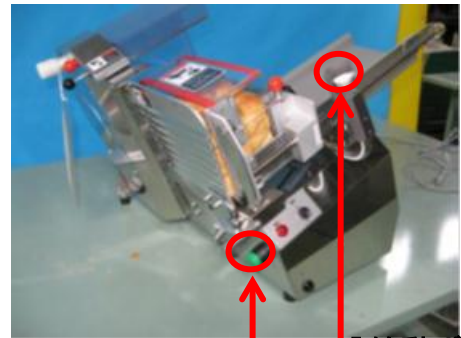
「覆い」

「切断機・切削機」、「粉碎機・混合機」にて原材料を送給する場合、取り出す場合の機械の運転停止等

（第130条の3・4、第130条の6・7）

・「切断機・切削機」の用具等の「等」には、手動で送給する装置で可動部分との接触を確実に防止できるもの、両手操作式制御装置及び金属製又は特殊な化学繊維製の保護手袋が含まれること。

両手操作式制御装置



「始動ボタン」

・「粉碎機・混合機」の用具等の「等」には、可動部分の形状が鋭利でない機械に備え付けられたホールド・トゥ・ラン制御装置であって、労働者の身体の一部が接触しても負傷しない程度まで回転速度を下げて運転させることができるものが含まれること。

ホールド・トゥ・ラン制御装置



可動式覆いを開けた状態でも、ボタンを押している間は低速で回転する

「ロール機」、「成形機・圧縮機」において、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分への覆い等（第130条の8、第130条の9）

・「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれる。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

可動式覆いを閉じないと回転部が動かない機能を有する

インターロック機構



機械の目詰まり等調整時には、原則として、当該機械の運転を停止（第107条）

・「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業が含まれること。

* 詳細は厚生労働省HPの下記URLを参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/130606.html>

